

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和7年度高松市障害者施策推進懇談会（第1回）
開催日時	令和7年8月21日（木）13時30分～15時15分
開催場所	高松市役所3階32会議室
議 題	(1) たかまつ障がい者プラン（令和6～8年度）の進捗状況 (2) 令和6年度実施事業 (3) 今後のスケジュール
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	坂井委員 伊藤委員 伊瀬委員 今橋委員 白井委員 佐々木委員 島村委員 武委員 武田委員 野村委員 樋口委員 森委員 湯浅委員
傍 聴 者	2 人 (定員 3 人)
担当課及び 連絡先	障がい福祉課 管理係 (087) 839-2333

会議の経過及び結果

次のとおり会議を開会し、議題について協議した。

1 開 会

- ・健康福祉局長挨拶

坂井会長が議長となり、議事進行

2 議 題

議題(1) たかまつ障がい者プラン（令和6～8年度）の進捗状況

- ・資料1に沿って事務局から説明
- ・質疑応答

会議の経過及び結果

【質疑応答・意見等内容要旨】

- (A委員) 65歳問題について確認したい。精神疾患や発達障がいの方の中で、65歳になると今まで受けていた障害福祉サービスが介護保険制度に切り替えられ、利用ができなくなるのではないかと不安の声がある。基本的には負担増になることなく、今まで受けられていたサービスは、継続して受けられるという理解でよろしいか。
- (B委員) 介護保険のことも併せて、見解をお伺いしたい。
- (事務局) この65歳問題については、基本は介護保険が優先にはなる。ただ、全てが介護保険に優先されるわけではない。例えば、市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスだけでは確保することができない場合や、必要なサービスが障害福祉サービス固有のものである場合は、65歳になっても、引き続き障害福祉サービスを受けることができる。
- (A委員) 個人の意見ではあるが、国会において、切り捨てることはしないという付帯決議がされたと認識している。当事者の立場に立った対応をしていただきたい。
- (事務局) できる限り、当事者の方に寄り添っていきたいと、常日頃から思っている。何かあれば個別に相談をしていただきたい。
- (B委員) 65歳問題について、相談支援の現場では、何か課題や相談を受けることはあるのか。
- (C委員) 「グループホームに入るのであれば、介護保険が優先になるので早く準備をしないといけない」と、利用者をせかすようになってしまうというのは感じる時がある。
- (B委員) それは制度との兼ね合いによるものか。
- (C委員) その通り。

会議の経過及び結果

(D委員) 障がいのある人の不安に向き合い、行政と連携しながら相談支援を行っていくことが相談支援事業所や自立支援協議会の役割であるということを再認識した。

(E委員) 知らない間に障害福祉サービスから介護保険に切り替わっていて、どこまでが介護保険制度なのか分からないという相談をよく受ける。障害福祉サービスは、介護保険が適用になると利用できない、というのがどの部分までなのかを分かっていない方が多い。

(B委員) 介護保険に切り替わるという通知はあるのか。

(事務局) 障害福祉サービスを利用している方については、基本的には65歳になったタイミングで、計画相談支援専門員を通じて「65歳になるので、ゆくゆくは介護保険に移行することを考えてください」というアナウンスを行っている。

ただ、65歳になったからといって、介護保険制度がすぐに使える状態になるものではなく、介護保険制度の要支援認定や要介護認定が出て、初めて介護サービスが使えるようになる。介護保険の利用ができない場合は、引き続き障害福祉サービスを利用することができる。また、障害福祉サービスから介護サービスに変わると、サービスを提供する事業者が変わってしまう問題がある。障がいのある方の特性上、すぐに施設を変えることが難しいなどの理由があれば、すぐに変えてください、という対応はしていない。

(B委員) これからも当事者の意見も聞きながら進めてもらいたい。

(E委員) 資料には載っていないが、全国で災害が多発している現代において、地域との連携が一番大切だと思うが、地域の人と知り合うきっかけがなく、どうしたらいいのかと悩み、結局は自分で何とかしないと諦めてしまっている人が多い。そのことを含めて災害対策について考えてもらいたい。

(B委員) 災害の問題は、非常に喫緊の課題である。事務局として何かコメントはあるか。

会議の経過及び結果

(事務局) 各当事者団体と話をしたときに、65歳問題と合わせて多いのが防災の問題である。決して諦めるようなことはしないでいただきたい。市としても、できる限り対応していく。障がい福祉課だけでなく、危機管理課や地域共生社会推進課と連携して、誰1人取り残されないように進めていこうと考えている。

(F委員) 障がい児のワクチン接種について。12歳から16歳の女兒に対して、今回子宮頸がんワクチンが定期接種化になった。このワクチンは非常に有効で、これを打てば癌にならないと言われている。障がい児の親御さんについて、このワクチンの認知度があまり高くないと思われる。医師会として、ワクチンの接種勧奨はしているものの、なかなか接種率が上がらない。香川県は全国で下から4番目という状況である。このワクチンは2回接種する必要がある、10万くらい費用がかかる。今回定期接種化したので、対象者については、公費で接種することできるが、今16歳の高校1年生は、9月中に打たないと、来年の3月までに打ち終わらない。行政の方でも特別支援学級などでの接種勧奨を検討していただきたい。

(事務局) 保健部門と連携、確認しながら、周知啓発については検討する。

(B委員) 学校現場では、子宮頸がんワクチン接種について、会議などで検討や、周知を行うことはあるのか。

(事務局) チラシは必ず配っている。養護教諭の研修や校長会での周知も行っている。ただ、渡して終わりになっていることがあるかもしれないので、対応については検討していく。

(A委員) 疾病や障がいについて、否定をするような言動が、選挙などで持ち出され、それが一定評価を受けているという現実があることに不安を感じている。発達障がいや精神疾患は血液検査、身体的検査等により、客観的に数値で表すことができないため、存在しないという考えが、多数派になってしまうと、障がい者だけではなく、あらゆる社会的弱者への攻撃に繋がるのではないか。このことに関しては、科学的なエビデンスに基づいて向き合うことが必要。

ある自治体では、障がい者福祉については、専門的な見地によっ

会議の経過及び結果

て、個別の事情を鑑み、政治的な取引の材料にはしない雰囲気を感じられた。議会もそれを受け止めて、議会との交渉は、各会派にするのではなく、全団体が揃って話し合いをすることで、障がい者の人権を守る取組みがなされていた。障がい者福祉政策においては、障がい者の人格と人権を守るという観点で、中立の立場ではなく、当事者の立場に立って進めていただきたい。

(B委員) そういった課題もあると認識はしている。ただ、例えば国の発達障害者支援法では、発達障害などについて全て定義されているため、急に障がいを認めなくなるとか、WHOでも定義されているようなものをないがしろにするようなことはないと思う。

(G委員) 高松市の障がいのある人の職員採用について、公的機関の法定雇用率2.8パーセントに対し、2.4パーセントと目標を達成できていない状態である。目標値としている2.8パーセント以上を達成するためには、かなりの障がいのある方を職員として雇わなければならない。応募者が少ないことが原因としているが、出先機関など配置場所を増やせば、職種のバリエーションが増えて、応募者も増えるのではないか。

また、採用されても離職率が高かったら意味がない。受入先の所属である現場任せになってしまうと、現場の負担感が強くなってしまう。初めて受け入れる場合には、不安もあると思う。障がい者を受け入れることについて、全部署で認識する場は設けているのか。また、受け入れた後にサポートする人員を設置するシステム的部分など、この問題について話し合いはしているのか。

(事務局) 障がい者雇用については、人事課が担当部署として、かなり力を入れて行っている。ただ、公務という点で、全ての部署で障がいの特性に応じた仕事を見つけることが難しく、課題となっている。障がい福祉課は、積極的に障がいのある方を受け入れており、障がいの程度や内容によって、配慮しながら対応している。人事課も今までは特定の部署のみ配置していたが、全部署での受入れを目指し、現在対応している。

会議の経過及び結果

- (B委員) いずれにしても数値は上げないと意味がない。離職率が高い点については、先進的な取組みをしている市町村の視察に行き、参考にするなどして、数値を上げないといけない。
まだ目標期間の令和8年度にはなっていないが、公的機関が法定雇用率を満たしていないということは義務を果たせていないことになるので、しっかり対応していただきたい。
- (事務局) 承知した。人事課と密に連携し、障がい福祉課としても積極的に関わっていきたい。
- (H委員) ノンステップバス導入の促進について、原因と対策を見る限り、バス会社が移動する権利を守るという使命に寄り添った運営ができてないように読める。確かにインバウンドが増えて、リムジンバスも導入されたが、そもそも減便をして全体数が減っているのでは。この分母になる数字は現実的な数字なのか。令和4年から比べると大幅に路線見直しがされている。数字では現実的な部分が分からないので、詳細を教えてください。
- (事務局) 分母の数値については、令和6年3月末が103台、令和7年3月末も103台と変わっていない。ノンステップバスの全車両台数については令和6年3月末が76台、令和7年3月末は74台。分母の数は変わっていないが、分子の数が2台分減っているので、この数値になっている。
- (H委員) 所有台数の詳細は。
- (事務局) 対象は企業名が出るため控えさせていただきます。
- (B委員) 数値としては計算上資料のようになるとしても、ノンステップバス導入率の向上については、今後もしっかり図っていただきたい。ノンステップバスは荷物を入れるところが入口になっていて、車椅子が入りやすくなるものだが、空港リムジンバスについては、そこに乗客の荷物を入れないといけないので、工夫が必要だと感じたことはある。数値については、詳細を検討して、非ノンステップバス

会議の経過及び結果

が導入されたことが原因なのか検討する余地がある。

(事務局) この項目については、適切な評価項目か、来年度検討の機会があるので、その機会に御意見を再度お伺いしたい。

(I 委員) 小・中学校のバリアフリー化について、現在何校が着工されているのか。

(事務局) 5校全て着工している。ただ、令和4年に法令が改正され、今まで使用していた階段昇降機ではなく、エレベーターをつけなければならなくなった。エレベーターをつけるためには、地盤改良や補強工事が必要で、時間がかかる。今年度中に工事が完了するかは分かりかねるが、着工自体はしている。

(J 委員) 成年後見制度の中核機関の運営について、最近は、身寄りのない方から、自分が亡くなった後のことをどうしたらいいのかという相談や、障がいのある方の両親が、今後自分たちが高齢になったとき、障がいのある子を守るための成年後見制度は知ってはいるが、どのタイミングで利用したらいいのか、といった将来を見据えた具体的な相談が増えている。また、金銭面の管理の支援を行う日常生活自立支援事業については、知的障がいのある方が80名ほど、精神疾患のある方が50名ほど利用されている。成年後見制度の市長申し立ては、年々増加傾向にあるのか確認したい。

(事務局) 障がいのある方の成年後見制度の市長申し立ては、令和4年度は7件、令和5年度は5件で、令和6年度は7件ということで、伸びてきている。国でも成年後見制度の見直しが行われており、よりニーズに応じた制度変更が検討されており、今後も市長の申し立ての件数は増加していくものと考えている。

(J 委員) その市長申し立てができるかどうかの判断基準はあるのか。

(事務局) 明確な基準はない。対象の方が地域に戻ったときに1人で生活ができるかどうかという視点で、ケースに応じて判断している。

会議の経過及び結果

- (K委員) 特別支援教育推進事業について、令和6年度の実績が100パーセントであるが、それは教育現場からすると当然である。その数字が学校側の捉えであることを鑑みると、本当に児童生徒に対して適切であるか、児童生徒側がそう思っているのか、また保護者はどう思っているのか、そういった内容や質を今後吟味検討していかなくてはならない。100パーセントをキープしながら、義務教育段階の支援内容や質を充実させていくことが、その後の社会に繋がるものと考えて、学校現場は取り組んでいく必要がある。
- 子どもの数が減っているにもかかわらず、支援が必要な子どもは増えている。多岐にわたる障がい特性のある児童生徒の対応は、最低限の人員で行っているのが現状である。今後ますます多岐にわたること、増加していくことを考えると、全体の子どもの数は減っているから、教員数や支援者数もそのままというのではなく、支援を要する子どもたちに対してニーズが変わってきているという点に留意していただき、高松市教育委員会には人的支援、総合教育センターには教職員の研修指導等で尽力いただきたい。
- (K委員) 令和6年度に「障がいのある方をサポートするための災害対応のてびき 令和6年度版」が発行されたが、この手引きは、令和6年度版が最新版か。
- (事務局) 見直しは毎年行っており、令和7年度版が最新版である。令和7年度版は表紙の高松市のロゴマークを新しいものに変更しており、中身の内容は変更していないので、令和6年度版も引き続きお使いいただける。令和7年度版はホームページに掲載している。
- (E委員) 小学校には行けるけど、中学校には行けなくなる人が多い。その理由について、勉強についていけないからということもあると思うが、その人ができることを考えてもらって一緒に勉強することが、大切なのではないか。一緒に何かをしたという経験が、結局は大人になったときに役に立ち、災害があったときに友達と一緒に逃げられることなどにつながるのではないのか。
- (B委員) この件は、インクルーシブ教育と関連するが、高松市が特別支援

会議の経過及び結果

教育について何か推進していることはあるか。

(事務局) 誰1人取り残さないという教育は継続して行っている。E委員のご意見は、非常に大事だと考える。特別支援教育は教職員研修でも、初任者研修、10年、20年研修と、どの年代の研修でも講習している。繰り返しの講習にはなるが、聞いて理解して、自分で実践していくということを大事にしている。今日のご意見を参考に、今後も継続していく。

(D委員) 高松圏域自立支援協議会は、福祉をはじめ、教育、医療、就労、災害など、様々な課題を扱って部会を開いているので、何か問題や疑問があれば、ご活用いただきたい。

(L委員) 高松市障がい者プランは、障がいの福祉に特化した計画になっている。障がい者の問題としては、65歳問題や、災害時に小学校や公民館に避難するという場合等に、周りから理解されにくく、その場にいることが難しいという点があると思う。福祉関係者が集まる会で、「障がいの分野だから」、「高齢者分野だから」といって、自分たちの領域のみやっておけばいいという考え方は捨て、お互いに協力できるような体制を作っていくべきではないかという話をしても、他分野のことは分からないと言われることが多い。同じ福祉というベースがあるにも関わらず、分野の壁が作られすぎている印象を受ける。このような状況の中、災害など、全体で協力が必要となった場合に、高松市としてはどのような考えがあるのか。

(事務局) 個別の政策を推進するにあたっては、それぞれ専門となる課があるので、担当の課が責任を持って対応している。ただ、いくつかの課が関係する問題である場合は、連携を現在も行っている。例えば、発達障がいの問題であれば、障がいだけではなく、保健分野などと連携して、どうやってより良い方向に持っていくかといった検討をしたり、防災の問題では、障がい者、高齢者と分けることなく、「要配慮支援者」として対応したりしている。

障がい福祉課は障がいのある方の日常生活がより良くなるためにいろいろな政策を行っている。他の分野に関わるものについて

会議の経過及び結果

は、特に、関係課と積極的に連携を取るようになっている。

(B委員) プランの基本理念で「障がいの有無に関わらず」と謳っているので、連携できる部分については連携して行ってほしい。

(M委員) 香川県の最低賃金が1,036円になる。最低賃金はどんどん上がっていく一方、A型事業所の給与は、作業内容に見合ったものになっていない。おそらく10人雇えば1人か2人以外については、1,000円以上払うのは無理があるような状況である。データ入力など様々な業務をしてもらっているが、清掃業務以外はお金が見合っていない。公共の仕事を取りたいと思っても、新規参入できない状態が続いている。市や県などの公共機関が、清掃等、障がい者が率先してできるようなことを仕事として出していないと、A型事業者は減っていく一方であると考える。

(B委員) 障害者優先調達推進事業の一環で、市役所で行う契約業務の中に清掃業務は入らないのか。

(事務局) 市役所の契約業務には、清掃を含めた役務も含まれる。

(B委員) 実際に障がい者の事業所等に委託をしているケースもあるのか。

(M委員) 現在しているものはないとのことだった。清掃に関して、体育館の清掃など、公募はしている。ただ、過去に実績がない事業所は、参入できない。過去の実績が重視され、新規に立ち上げた事業所からすると、参入障壁が高い。

(B委員) 障がいのある人たちが雇用されているということで参入できないということであれば、障害者差別解消法に反するので、同じ入札に参加できるようにしなければならない。

(M委員) 絶対に参入できないわけではない。いろいろと条件はあるが、まず清掃業者として実績があることが条件なので、新規の事業者はどのように実績を作るのが問題になってくる。新規事業者が参入す

会議の経過及び結果

るにあたって、実績の部分はどうしたらいいのかが明確でないので分からない。清掃業務に関しては、障がい者の能力的に同業他社との差はそれほどないと考える。清掃業務は障がい者の事業所に優先して委託する枠があれば、参入できる。

(B委員) 情報の公開が必要。

(事務局) 入札であれば高松市の登録事業者に対して行っている。入札の要件に関しては確認する。

(C委員) 移動支援について。通学支援が新しく障害福祉サービスのメニューとして創設され、そのニーズは増えているが、実際の受け皿がない。拘束時間が長いにも関わらず、実利用時間分しかお金が出ないため事業者の負担が大きく、利益が出ないので、当該支援を行わない事業者が多いことが要因と考える。予算の振り分け方を考えていただきたい。また、サービスの利用計画を作る事業所も探すことが難しい状況である。利用希望者は増える一方で、作成できる人が少なくなっており、事業所を探すのに苦労している。相談件数は増えているが、その先で詰まっているのが現状。需要と供給のバランスがとれていない。

(事務局) 移動支援については、高松圏域自立支援協議会からも要望があり、現在検討中である。計画相談については、足りていないことを本市も認識している。何とか改善に向けて努めていきたい。

議題(2) 令和6年度実施事業

・令和6年度に実施した事業について、事務局から説明

意見なし

議題(3) 今後のスケジュール

・来年度の予定について、事務局から説明

意見なし